

別記様式 聴・第9号の1

新潟県警察本部告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について  
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり  
告示する。

令和8年10月28日

新潟県警察本部長      櫻   井      美   香

記

- 1    聴聞の期日  
      令和8年11月4日    午前9時30分
- 2    聴聞の場所  
      新潟県新潟市中央区新光町4番地1    新潟県警察本部聴聞室